

差別撤廃に向けた包括的な政策確立を

東京における 差別と人権

被差別当事者からの報告書

人権ネットワーク・東京

2014年9月9日

「東京都人権施策推進指針に関する有識者懇談会」の皆様へ
「被差別当事者からの報告書」の提出にあたって

「有識者懇」の皆様におかれましては、東京都の人権政策の確立に向けご尽力いただいておりますことに敬意を表します。

私たちは、東京・首都圏を中心に活動している被差別当事者団体のネットワーク組織です。このたび、14年ぶりに東京都人権施策推進指針が改訂されるにあたって、被差別当事者として人権政策を提案させていただきます。

今日、ヘイトスピーチ・デモに象徴されるように、差別は強まっており、私たちは身の危険さえ感じざるを得ない状況になっています。それゆえ、国際人権規約・自由権委員会や人種差別撤廃条約委員会は日本政府に対して差別禁止・人権侵害救済の法制度を確立するよう求めています。しかし、日本政府は国際社会からの要請を無視し続けている状態です。このような中で、差別主義者は野放しになっており、差別や人権侵害の被害者は泣き寝入りを余儀なくされています。

国際都市東京において、あってはならない差別が、根深く存在している現実を見据え、国際基準に合致した包括的な差別撤廃にむけた政策が確立されることが、急務の課題になっています。障がい者解放運動は、「私たちのことを私たち抜きに決めるな」を合言葉に「障害者権利条約」をかちとりました。この当事者性を重視し、人権政策を人権課題別に提案させていただきます。

一刻も早くあらゆる差別を撤廃しなければならないという立場を堅持され、世界に誇れる人権政策を提言されますようお願い申し上げます。

2014年9月9日
人権ネットワーク・東京
代表 八柳 卓史

1. 東京都の人権政策の確立に向けた基本要件

はじめに

ここでは、国際都市東京に相応しい人権政策の確立に向けた基本的な要件を提案させていただきます。

提案の前に、基本的なスタンスとして、第1に、現在「懇談会」では現行の東京都人権施策推進指針の見直しに関する提言を要請されていると思いますが、言うまでもなく、「指針」というガイドラインでは、都政における政策的立場は低く、ガイドラインの見直しではなく、根本的に東京都における人権政策をどうするのかという観点で、論議をしていただきたい。

第2に、東京都は「見直しの方向性」において、「2020年の東京オリンピック・パラリンピックを成功させるために、国際都市東京に相応しい人権施策の充実が必要」としていますが、「オリンピック・パラリンピックの成功」のためというよりも、東京における差別や人権侵害の根本的解決のために、即ち、被差別当事者が置かれている立場や差別の現実に即した論議をしていただきたい。そのことが「国際都市東京に相応しい」ことであり、結果的に「オリンピック・パラリンピック」を成功に導くと思います。

以上を踏まえて、あるべき東京都の人権政策について、その基本的なところを提案させていただきます。

1. 東京都人権施策推進指針というガイドラインではなく、「条例」や「基本計画」といった都政の重要課題として人権政策を位置づける必要があります。

現在、何らかの人権に関する条例を制定している地方自治体は、2007年1月時点で、1835自治体のうち396に達しています。(資料1) また、国際都市ニューヨークにおいても人権法が整備されています。「差別はあってはならないという人権尊重の理念を都民全体で共有」(都議会知事答弁より) するためには、差別撤廃、人権尊重の理念を法制度的(包括的な差別撤廃条例等)に位置づけ、社会規範にしていくことが、都民に対する人権啓発効果をより高めることになると思います。

2. 法制度の確立とともに、「東京人権宣言」(仮称)を発布し、「差別撤廃、人権社会確立をめざす東京都の意思」を国内外に表明することも重要だと思います。

「差別撤廃、人権条例」等の制定は、いわば「都民社会のルールづくり」であり、差別の撤廃と人権社会確立を全力でめざすという都の強い意志を世界に向けて発信することは、国際人権都市になるための重要な条件であると思います。また、都の強い意志の表明が、都民に対する人権啓発効果を生むことはいまありません。

3. 「条例制定」や「計画樹立」、また「宣言発布」をおこない、都政の重要課題として差別撤廃、人権社会確立にむけた政策を実行するうえで、何を基本的な柱にするかということ提言する必要があります。

この人権政策の柱については、現行の「東京都人権施策推進指針」において、「救済・保護」「啓発・教育」「支援・助成」の3本がたてられていましたが、実際は「啓発・教育」に偏りが大きく、「救済・保護」や「支援・助成」といった政策についてはほとんど実行されていないのが現状です。本来、東京都人権施策推進指針に基づく「人権政策」がどこまで実行され、現状と問題点、課題は何かなどその総括がまず議論されるべきだと思います。

そのうえで、いくつかの柱について提案させていただきます。

(1) 「規制・救済・保護・相談」

「救済・保護」の政策は重要であり、今日、インターネットや街頭でのヘイトスピーチ（差別扇動）行為において、被差別者はまったく救済されていない現状を踏まえ、国際人権条約などの国際人権基準に合致した政策の確立が現実から求められています。「人種差別撤廃条約」（資料—2）「自由権規約委員会からの勧告」「人種差別撤廃条約委員会からの勧告」「人種差別撤廃委員会 一般勧告35～人種主義的ヘイトスピーチと闘う～」を踏まえ、ヘイトスピーチを含むあらゆる差別を禁止（規制）する東京都としての政策を確立することが、国際人権都市に相応しい今日もっとも必要な政策であり、「規制・救済・保護・相談」の政策を提言する必要があると思います。

(2) 「支援・助成」～「社会的弱者・少数者の自立支援」

「支援・助成」も政策として確立しなければならない重要な課題だと思います。「Jリーグ」の「無観客試合」は記憶に新しいところですが、行政のみならず、民間の様々な団体や組織において、「差別に加担しない」差別撤廃と人権社会確立の理念と自主的ルールを確立し、実行する仕組みや予算を支援・助成することは、都民の自立的な人権活動の広がりを保証する効果的な政策となると思います。また、被差別当事者が取り組む自主的な活動への支援の必要性はいうまでもなく強化していかなければなりません。更に、被差別当事者の生活実態の改善も必要であり現行の「東京都人権施策推進指針」に掲げられている「社会的弱者・少数者の自立支援」を本格的に政策化することが、急務の課題となっています。

(3) 「啓発・教育・研修」

「啓発・教育」にかかわっては、その効果が問われています。量、質とも改善が必要とされます。「人権教育・啓発推進法」を具体化し東京都として「人権教育・啓発推進基本計画」を樹立し、定期的に効果測定もおこないながら、「啓発・教育・研修」を強化する政策を提言していただきたい。

4. 被差別当事者等の参画を保障する「人権政策推進体制」の確立が、政策の実効性を担保する上でも重要です。

現行の東京都人権施策推進指針が策定14年もたって見直し論議が開始されることにみられるように、政策の推進状況の「チェック」が必要であり、定期的に差別の現実や社会状況の変化を踏まえた「見直し」が実施されなければならないことは、政策の現実性（有効性）という観点からも必要不可欠なことです。そのためには、「有識者」や「被差別当事者団体」による「人権政策審議会（仮称）」を設置し、常に東京都の人権政策に対して、助言、意見等を表明できる法制度的に保証された機関が必要です。

5. この「有識者懇」において、被差別当事者からの意見等を十分な時間をとってヒアリングしていただきたい。

東京都人権施策推進指針策定時のときの当事者ヒアリングは、十分な時間が保証されず、どんな差別がどういう形でおこっているか、その解決（再発防止）にはこういう政策が必要だ、等々、当事者からみた現実や解決に向けた取り組み状況などが十分届いたとはいえない状況でした。したがって、3. で述べた常設の当事者組織（審議会等）が必要なのですが、今回、東京都への提言をまとめるにあたって、東京における差別の現実、いかに差別の加害者が野放しにされ、被害者が泣き寝入りしているか、そういった差別の現実を当事者本人から、その現場に出向いて聞いていただき、提言に反映していただきたい。

おわりに

本来は、「有識者懇」とともに、「当事者懇」が設置され、当事者からの「見直し提言」できる場を保障されるべきであると思うのですが、そういう場所が保障されない中において、こういった形で、「有識者懇」の皆様は「当事者からの報告書」という形で、提案させていただきますので、十分お読みいただき、場合によっては補足説明にも出向きますので、最大限、差別の現実を踏まえ、国際人権基準にそった、当事者が誇りをもって安心して生きていける社会づくりにむけた提言をされますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料1 人権基本条例の制定状況（2007年1月時点）

	自治体数	条例制定自治体数	制定率 (%)
北海道	180	0	0
青森県	40	0	0
岩手県	35	0	0
宮城県	36	0	0
秋田県	25	0	0
山形県	35	0	0
福島県	60	0	0
茨城県	44	0	0
栃木県	33	2	6
群馬県	38	0	0
埼玉県	71	0	0
千葉県	56	0	0
東京都	62	0	0
神奈川県	35	0	0
新潟県	35	0	0
富山県	15	0	0
石川県	19	0	0
福井県	17	1	6
山梨県	28	0	0
長野県	81	76	94
岐阜県	42	0	0
静岡県	42	0	0
愛知県	63	0	0

	自治体数	条例制定自治体数	制定率 (%)
三重県	29	20	67
滋賀県	26	19	73
京都府	28	1	4
大阪府	43	42	98
兵庫県	41	3	7
奈良県	39	20	51
和歌山県	30	7	23
鳥取県	19	19	100
島根県	21	0	0
岡山県	27	1	4
広島県	23	4	17
山口県	22	0	0
徳島県	24	24	100
香川県	17	16	94
愛媛県	20	14	70
高知県	35	9	26
福岡県	66	49	74
佐賀県	23	17	74
長崎県	23	0	0
熊本県	48	32	67
大分県	18	17	94
宮崎県	31	0	0
鹿児島県	49	3	6
沖縄県	41	0	0
計	1835	396	22

※部落解放・人権研究所調べ

(出典：友永健三「部落差別撤廃・人権条例の制定の経緯・現状・今後の課題」部落解放研究 175号（2007年）p.6）

資料2 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）及び「国際人権規約」（B規約）より

日本は1995年「人種差別撤廃条約」に加入しましたが、「第4条」（a）（b）は「留保」しています。しかし、「第4条」前文は有効であり、国はもとより、東京都においても「差別扇動を根絶する積極的な措置」をとることが求められています。

また、第2条（d）では、「人種差別を禁止し終了させる」ことを求めており、日本はこの部分は留保していません。「差別扇動も含めて差別を禁止する法制度的な措置」をとることは、国際都市東京の人権政策に求められていることです。

更に、日本が完全批准している「国際人権規約」（自由権規約）第20条第2項でも、ヘイトクライム、ヘイトスピーチを法律で規制することを求めています。

「人種差別撤廃条約」

第4条

締約国は、一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別（形態のいかなるを問わない。）を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。

（a）人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。

（b）人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。

（c）国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと。

第2条

（d）各締約国は、すべての適当な方法（状況により必要とされるときは、立法を含む。）により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる。

市民的及び政治的権利に関する国際規約（「国際人権規約」B規約）

第20条

- 1 戦争のためのいかなる宣伝も、法律で禁止する。
- 2 差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。

「表現の自由」と「ヘイトスピーチ（差別扇動）の法的規制」は両立する：「人種差別撤廃委員会一般的勧告35 人種主義的ヘイトスピーチと闘う」より抜粋

26. . . . 表現の自由は、他者の権利と自由の破壊を意図するものであってはならず、そこでいう他者の権利には、平等および非差別の権利が含まれるのである。

28. . . . 本条約による保護を受ける権利を持つ個人および集団にも、表現の自由の権利と、その権利の行使において人種差別をうけない権利がある。ところが、人種主義的ヘイトスピーチは、犠牲者から自由なスピーチを奪いかねないのである。

45. 人種主義的ヘイトスピーチを禁止することと、表現の自由が進展することとの間にある関係は、相互補完的なものとみなされるべきであり、一方の優先がもう一方の減少になるようなゼロサムゲームとみなされるべきではない。平等および差別からの自由の権利と、表現の自由の権利は相互に支えあう人権として、法律、政策および実務に十分に反映されるべきである。

2. 女性差別撤廃にむけた政策要求

女性会議東京都本部

<女性差別の問題>

・ 昨年の世界経済フォーラムの報告によると、日本の女性の地位は 134 カ国中 105 位、OECD 加盟国では韓国に次ぐ最下位で、毎年下がりつづけています。このような中で先の都議会における塩村議員へのセクハラ発言が起きました。都議会においては、鈴木議員の塩村議員への謝罪のみで収束を図りましたが、到底納得できるものではありません。都議会は今後の再発防止のため、徹底的に調査し、またこのような発言を許さないという決議をしてください。

・ このような事態は、都議会議員における女性議員の少なさにも一因があると思います。次の都議会議員選挙における、クオータ制の検討を始めてください。

<教育の問題>

・ 東京都教育委員会では、石原知事時代の七生養護学校事件に象徴されるように、性教育への極端な軽視と反対が見られます。デート DV などが多発する原因は、1 つにはきちんとした性教育がおこなわれていないことにあります。ぜひ各校において男女平等の人間らしい性教育をおこなっていただくよう、指導してください。

・ 来年度の教科書採用にあたっては、正しい人権意識と歴史認識にたち、憲法や平和、戦時慰安婦の問題をことさらに避ける教科書の採用をしないよう、教育委員会への適切な指導をお願いいたします。

<オリンピックの問題>

2020 年の東京オリンピックに向かい、東京を真に国際文化都市としてアピールしたいという思いは知事も強いことと思います。が、開催にあたってはお金を投入することだけでなく、他国の文化を尊重しつつ、日本文化の良い点を知ってもらうことが、重要だと思えます。

・ 在日朝鮮学校が高校無償化から除外され、都の補助金も途絶えております。すべての子どもには親と関係なく教育を受ける権利があり、彼らも未来の日本のパートナーに成長していくでしょう。早急に除外を撤回し、補助金の支給を再開してください。

・ 新国立競技場の現行案は、お金がかかりすぎるうえ、都営住宅や史跡の撤去を伴い、建築家集団からも指摘のあるように、その異様な高さや規模は景観だけでなく、環境をも破壊するものです。現在の競技場を活かした、最小限の改築にとどめていただくよう、希望いたします。

・ 暴力や人身売買、ヘイトスピーチなどは、オリンピックを契機に増大することも予想されます。女性（とくに外国人女性）向けの専用相談窓口を、都の中に設置してください。

<福島復興を後回しにしないで>

オリンピックのインフラ整備のため、多くの建設労働者が東京にとられ、被災地の人手不足を招いています。東京都としては、それを常に念頭に、東北支援を第一に考えてください。福島の現状を率直に伝え、自然エネルギーの重要性を世界にアピールしてください。

3. 性的指向に関わる差別の撤廃と人権保障について

動くゲイとレズビアンのかい（OCCUR）

（1）性的指向に関わる人権保障に取り組むことを明記せよ。

現在の東京都の人権指針では、「その他の人権問題」として、「近年、同性愛者をめぐって、様々な問題が提起されています。」との記述があるのみで、性的指向に関わる差別撤廃、人権保障に取り組むことが明記されていません。これは、指針において「性同一性障害のある人々などに対する偏見があり、嫌がらせや侮蔑的な言動、雇用面における制限や差別、性の区分を前提にした社会生活上の制約などの問題があります。」との記述がある、性自認に関わる人権保障問題と比べても、性的指向に関わる問題を人権問題としてとらえる認識自体が不足していることの現れです。

東京都は、性自認に関わる問題と並び、性的指向に関わる差別の撤廃及び人権保障に取り組むこと姿勢であることを明確に示すことを求めます。

（2）性的指向に関わる問題の存在を普及せよ。

東京都は、率先して、性的指向に関わる差別や人権侵害の問題が存在することを知らしめ、差別の撤廃と人権侵害からの救済に尽くすことを明らかにすべきです。

性的指向に関わる差別撤廃、人権保障の必要性が、一般に認知されていないことは明らかであり、それは、東京都においても変わりません。例えば、東京都青少年の健全な育成に関する条例第18条の3は、その第1項において「保護者及び青少年の育成にかかわる者（以下「保護者等」という。）は、異性との交友が相互の豊かな人格のかん養に資することを伝えるため並びに青少年が男女の性の特性に配慮し、安易な性行動により、自己及び他人の尊厳を傷つけ、若しくは心身の健康を損ね、調和の取れた人間形成が阻害され、又は自ら対処できない責任を負うことのないよう、慎重な行動をとることを促すため、青少年に対する啓発及び教育に努めるとともに、これらに反する社会的風潮を改めるように努めなければならない。」としていますが、青少年の健全な育成は、その性的指向に関わらず行われるべきであるにもかかわらず、異性愛者のみを前提としているかのような記述をしています。このような記述にみられるように、現在の社会は、異性愛（者）中心に作られており、又、それを当然とする考え方は、深く刻み込まれています。

性的指向（同性愛・両性愛・異性愛）の間には、その価値において何らかの差異を設けるべきものではないのですから、異性愛以外の性的指向（同性愛・両性愛）をもつ人々が、社会の中に共存し、彼ら／彼女らは、それぞれが持つ性的指向に基づいた教育を受け、生活を築いていく権利があることについて、東京都は、積極的に普及・啓発をしていく姿勢

を明確にすべきです。

(3) 同性愛者に対し平等な取扱いをすることを求める。

異性愛者に対して行われている法的保護を、同性愛者に対しても行うよう要求します。

同性愛者であることが知られることにより、家庭、教育、労働、社会生活の中で、排除されたり不当な扱いを受けるのではないかと、又、そのようなことがあった場合にも十分な法的保護を受けられないのではないかと不安は杞憂ではありません。

同性愛・両性愛男性の自殺企図が異性愛者男性に比べて数倍も高いという調査もありますし、労働現場における排除（解雇という直接的な手段によらずとも、退職強要、不当な配置転換、セクシュアル・ハラスメントや噂の流布等の不当な精神的圧迫により職場環境を悪化させることにより退職せざるを得ない精神状態に追い込む等も含む）、教育の場におけるいじめ等には十分な対策が採られているとは言い難い状況にあります。又、カミングアウトのしづらさは、家族関係にも重大な影響を及ぼす場合があります。更に、そうした同性愛者らに対する抑圧的な状況が、個人の十分な能力の発揮や人格の完成を妨げていることも懸念されます。

又、今年 7 月に公表された自由権規約委員会による総括所見では、性的指向及び性自認に関する差別の存在に関し、懸念が表明されています。同所見では特に、同性カップルに関する公営住宅への入居制限が問題点として指摘されていますが、異性カップルに比べ同性カップルに関する不平等な取扱いは、いわゆるドメスティック・バイオレンスに関する分野にも存在しています。「事実上の婚姻関係にある者」や「生活の本拠を共にする交際」といった概念は、生活実態から判断されるべきであり、性的指向や交際者らの性別によって差別されるべきものではないと考えます。

東京都が、法適用の分野においても性的指向による差別を行わない姿勢を明らかにすることが、社会における同性愛の認知の広まりや理解の促進に寄与し、家族、教育、労働などの現場においても、全ての性的指向に対して平等で、それぞれの人権に配慮した行動が行われることを促すものと考えます。

4. セクシュアル・マイノリティをとりまく課題と人権施策推進指針の改訂に関する要望

特定非営利活動法人レインボー・アクション

セクシュアル・マイノリティとは、同性愛や性同一性障害に限らない、多様な性のあり方に対する 総称である。

カリフォルニア大学ロースクール ウィリアムズ研究所の調査（2011 年）¹によれば、アメリカ合衆国における人口の 3.8%が、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれたときに割り当てられた性とは異なる性を生きる人）であると周囲に公表しているとの結果が出ている。周囲に公表していない場合も少なくないため、実数はさらに多いものと考えられる。

日本においては、学術的な根拠に基づいた調査は実施されておらず、また、同調査の結果をそのまま適用することは困難であると考えられるものの、近似した状況であろうと推測することができる。

また、京都大学の日高庸晴らの研究（2001 年）²によれば、ゲイ、バイセクシュアル男性の自殺未遂率は、異性愛男性よりも 5.9 倍高いことが示唆されており、性的指向が自殺未遂の要因（リスク）における決定的な要因であることが明らかになっている。

1 差別発言の禁止

課題

セクシュアル・マイノリティに対する誤解や偏見に基づく差別発言が後を絶たず、セクシュアル・マイノリティが日常的に揶揄・嘲笑の対象となっている。

要望事項

人権指針において、多様な性のあり方を否定するような差別発言を明確に禁止すること。

2 相談窓口の新規設置、もしくは担当窓口の明確化、及び周知の徹底

課題

都民向けの相談窓口は、様々な部署が設置しているが、セクシュアル・マイノリティに関する問い合わせについては、どの相談窓口が該当するか明示されていない上に、対応できる窓口があるかどうか不明確となっている。

相談する相手が理解してくれるかどうかわからないこと、また、反発・否定されることや関係性が崩れることを恐れるあまり、親や友人、学校の先生など、身近な相手にも相談できない現状があり、第三者的な立場から、個人の秘密も守られる行政において、相談窓口が開設されることが望ましい。とりわけ基礎自治体レベルでは対応が困難である場合が多いため、都において対応する必要があると考えられる。

要望事項

都民向けの相談窓口として、セクシュアル・マイノリティに関する相談窓口を新たに設置すること。

もしくは、既存の相談窓口でも受け付けることを明確化するとともに明記すること。

設置された相談窓口については、他の既存の相談窓口と同様、広報等で恒常的に周知すること。

1 Gary J. Gates “How many people are lesbian, gay, bisexual, and transgender?”
<http://williamsinstitute.law.ucla.edu/wp-content/uploads/Gates-How-Many-People-LGBT-Apr-2011.pdf>

2 日高庸晴他「わが国における都会の若者の自殺未遂経験割合とその関連要因に関する研究」

<http://www.health-issue.jp/suicide/>

3 教育現場における適切な情報提供及び配慮の徹底

課題

京都大学の日高庸晴らの研究（2005年）³によれば、学校で同性愛について「一切習っていない」が78.5%、「異常なもの」が3.9%、「否定的情報」が10.9%との結果が出ており、全体の93%が教育現場において不適切な情報提供を受けているという。

この点について、文部科学省より、性同一性障がいの子童に対しては、十分な配慮ある対応を徹底するよう通知⁴があったが、その後の体制の整備や、同性愛など他のセクシュアル・マイノリティについては、どのように対応されているか明らかにされていない。

また、同研究によれば、「学校で仲間はずれにされていると感じたことがある」人は42.7%、「ホモ・おかま」言葉による暴力被害は54.5%、「言葉以外のいじめ被害」は45.1%であったことがそれぞれ報告されている。

とりわけ学校においては、セクシュアル・マイノリティであること、また、そうみなされることはいじめや嫌がらせの対象となりやすいため、教育現場における配慮は不可欠であると考えられる。

要望事項

児童・生徒のプライバシーを尊重したうえで、学校・教室におけるセクシュアル・マイノリティの実情を把握し、セクシュアル・マイノリティに関する平素の啓発に努めるとともに、いじめや嫌がらせが生じている場合には、その防止・根絶に努めること。子ども向けの相談窓口を設置すること、もしくは既存の窓口でも対応することを明確化し、明記すること。

あらゆる機会を捉え、すべての児童・生徒にセクシュアル・マイノリティについて教えること。

地域や学校を問わず、普遍的な課題であるため、都において対応することが望ましいと考える。

4 東京都住宅供給公社の住宅への入居制度新設

課題

住宅供給公社の住宅への入居申込資格は、一般賃貸住宅、都営住宅及び都民住宅のいずれも、法律 婚を前提とした基準となっており、同性同士のカップルの入居が排除されている

要望事項

同性のカップルも入居できるよう、UR都市機構や大阪府住宅供給公社において導入されている、ハウスシェアリング制度⁵を導入すること。

3 日高庸晴他「ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート2」

http://www.j-msm.com/report/report02/report02_all.pdf

4 文部科学省 児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について（通知）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1348938.htm

5 UR都市機構 ハウスシェアリング

<http://www.ur-net.go.jp/kanto/housesharing/adult/>

大阪府住宅供給公社 ハウスシェアリング制度について

<https://www.osaka-kousha.or.jp/oph-search/pdf/houseSharing.pdf>

5. 在日韓国・朝鮮人差別撤廃にむけた政策要求

在日本朝鮮人東京人権協会

朝鮮学校への補助金不支給問題

1. 課題

東京都は1995年から朝鮮学校にも補助金を支給していましたが、他府県による補助金と比べると大変低い水準でした。かねてから私たちは補助金の増額を要求しており、国連の各人権機関も同様の内容で日本政府に勧告をしています（CCPR/C/JPN/CO/5, para 31, CRC/C/JPN/CO/3, para73）。にもかかわらず、東京都は2010年度から補助金支給そのものを凍結しています。

補助金凍結の理由について、都は2013年11月に発表した「朝鮮学校調査報告書」の中で、「国の公立高校授業料無償化・高等学校等就学支援金制度を朝鮮学校に適用するか否かの議論を契機として、朝鮮学校の教育内容、在日本朝鮮人総联合会（以下「朝鮮総連」という。）との密接な関係性等について様々な疑義が呈されたことから、平成22年度以降、朝鮮学校を補助対象から除外している」としています。

日本政府が朝鮮学校を「高校無償化」制度から除外している理由は、朝鮮民主主義人民共和国との外交上の問題などを理由とした政治的なものであり、朝鮮学校に通う子どもたちの教育権の侵害です。そのため、国連の国際人権規約委員会は、朝鮮学校にも「高校無償化」制度を即時に適用するよう求めています（E/C.12/JPN/CO/3, para27）。

2. 要求事項

国連が国際人権基準に照らして人権侵害と判断した日本政府の差別行為を東京都が放う必要はありません。

今すぐ、日本国憲法や国際人権規約で定められている、すべての者の平等権・教育権を侵害しないという観点から、朝鮮学校に対する補助金を支給することを求めます。

在日コリアン無年金高齢者・障がい者問題

1. 課題

1981年まで国民年金制度において国籍条項があったがため、今も一定年齢以上の在日コリアン高齢者は年金を受給できません。障がい者についても、国籍条項が無くなったとき

に既に20歳を超え、障がいを持っていた者は年金を受給できないままとなっています。これについては、国連・自由権規約委員会が懸念を表明しており、無年金者への暫定的措置を講じるよう勧告しています（CCPR/C/JPN/CO/5, para30）。

このような状況の中、最近では多くの自治体が救済措置（福祉給付金の支給）をとっています。都下の市区町村で無年金高齢者・障がい者への救済措置をとるところはあるものの、その実施自治体の割合は他府県に比べ、極めて少ないのが現状です。また、都としての独自の救済措置は、ありません（神奈川、兵庫、京都、大阪、北海道などはあります）。

2. 要求事項

無年金高齢者・障がい者に対して、東京都が福祉給付金を支給することを求めます。

新在留管理制度下での特別永住者証明書等の更新通知の問題

1. 課題

2012年7月より、日本政府による「新在留管理制度」が施行されました。在日コリアンは、日本の朝鮮植民地支配を原因として日本に住む者であるにもかかわらず、戦後直後より外国人登録制度により、治安・管理の対象として扱われてきました。新在留管理制度下においても、従前の「外国人登録証明書」に代わる「特別永住者証明書」や「在留カード」の更新義務や提示義務を違反すれば、刑事罰が課されるという、不当な人権侵害状況が続いています。

旧制度下においては、外国人登録証明書の「切替」時期についての通知が各自治体によって行われていました。しかし、新制度下では、外国人登録原票が法務省に移管されたことと伴い、同様の通知が一律的に行われていません。そのため、実際に通知のない自治体に住む在日コリアンがうっかり更新時期を過ぎてしまい、刑事罰を課されるのが怖いのがどうしたら良いかと、当協会に相談に訪れる状況が生じています。

本来であれば、通知を行う主体は日本政府であるべきですが、東京都下の一部の自治体（中野区、台東区など）は、行政事務に支障をきたさないよう、独自の判断で更新通知を行っています。

2. 要求事項

特別永住者および永住者に対して、特別永住者証明書・在留カードの更新通知を日本政府が行っていない状況の中で、東京都下のすべての自治体による更新通知の実施を求めます。

関東大震災時の朝鮮人虐殺についての歴史歪曲問題

1. 課題

関東大震災時、多くの朝鮮人が流言飛語によって日本の軍隊・警察・自警団らによって虐殺されたことは、これまでの研究・調査によって明らかとなっています。日本弁護士連合会は、広範な調査に基づき、2003年8月、日本政府に対して「軍隊による虐殺の被害者、遺族、および虚偽事実の伝達など国の行為に誘発された自警団による虐殺の被害者、遺族に対し、その責任を認めて謝罪すべきである」「朝鮮人、中国人虐殺の全貌と真相を調査し、その原因を明らかにすべきである」と勧告しています¹。また、2014年8月20・21日に行われた、国連・人種差別撤廃委員会による日本政府報告書審査の場でも、関東大震災時の朝鮮人・中国人虐殺の調査はいつ行うのか、という指摘が委員から出されました²。

にもかかわらず、東京都教育委員会は、高校日本史の副読本『江戸から東京へ』の中の「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑」の記述を単なる碑の説明と引用文に置き換え、朝鮮人虐殺の主体がまったく分からなくすることにしました。これは、虐殺被害者や遺族に対して再びその尊厳を踏みにじるものであり、日本の加害の歴史を記憶するための教育を自ら後退させたといえます。

2. 要求事項

1) これまで明らかになっている研究・調査に基づき、関東大震災時の朝鮮人虐殺について正しい歴史教育を行うことを求めます。

2) 同虐殺についての真相究明調査、謝罪の一環としての都による追悼碑の建立を求めます。

在日コリアンへの入居差別問題

1. 課題

賃貸物件を探す際に、ほとんどといって良いほど国籍が問題となります。新宿区の調査によると、住宅を探すときに「外国人だからと断られた」という回答が4割を超えています（「新宿区における外国籍住民との共生に関する調査」[財]新宿文化・国際交流財団、2004年）。また、外国籍者の場合、入居を断られなかったとしても、日本人の保証人を求められるケースがほとんどです。そのため、家族や親族も外国籍の場合の当事者は、事実上、入居を諦めざるを得ない状況を強いられています。

国連・人権理事会の移住者の人権に関する特別報告者は、住居へのアクセスについての差別を防止し、処罰することおよび、国籍に基づいた公的な住居施設へのアクセスの制限の根絶を求めています（A/HRC/17/33/Add.3, para 83）。

¹ <http://www.azusawa.jp/shiryou/kantou-200309.html> を参照。

² <http://imadr.net/news-cerd85-japan-20082014/> を参照。

2. 要求事項

1) 在日コリアンに対する入居差別の実態についての調査実施を求めます。

2) 川崎市などで行われている外国人の住まい探しのための保証人制度や、神奈川県で行われているような外国人居住支援制度をつくり、外国籍住民の住まい探しの負担緩和を図ることを求めます。

在日コリアンへの就職差別問題

1. 課題

在日コリアンの歴史や現状への認識不足により、今日に至っても就職をする際に差別を経験する在日コリアンが多数存在します。1971年の東京都立大学教育研究室による資本金30億円以上の民間企業に対するアンケート調査では、「採用にあたって在日朝鮮人であることを問題にする」と答えた企業は41.5%でした。2000年代に至っても、たとえば2010年の国勢調査結果から完全失業率を算出すると、調査対象者全員の完全失業率が6.42%なのに対し、在日コリアンの完全失業率は11.02%と、日本人のおよそ1.7倍となっています。

また、就職できたとしても上司や同僚から民族差別を受けている在日コリアンも多数います。たとえば、上司から「臭い」「どうせ韓国に帰るんでしょ」などの民族差別に基づく暴言を受け続け、精神疾患を患った事例などが報告されています。

2. 要求事項

1) 在日コリアンに対する就職差別の実態についての調査実施を求めます。

2) 企業に対する、在日コリアンをはじめとする外国籍者についての啓発強化を求めます。

朝鮮学校および日本学校に通う在日コリアン生徒たちへの差別

1. 課題

2002年の朝日首脳会談以降、在日コリアン学生に対する暴言・暴行が頻発しました。「在日コリアンの子どもたちへの嫌がらせを許さない若手弁護士の会」が、関東地方の朝鮮学校21校の児童・生徒2,710人を対象に調査したところ、2002年9月17日以降、6ヶ月の間に「被害を受けた」と答えた児童・生徒数は522人(19.3%)に及ぶという結果が出ました。

昨今、ヘイト・スピーチデモなどにより高まる排外主義の中で、朝鮮学校に通う在日コリアン生徒たちは一層、暴言・暴行の恐怖にさらされています。実際に、2014年6月8日に東京などの各都市で「朝鮮学校をぶっ潰せ」と題したヘイト・スピーチデモが行われました。

日本学校においても、在日コリアン生徒が教師や同級生から民族差別を受けています。足立区のある小学校では、本名で通学している在日コリアン生徒が同級生から「このキムチヤロー、カンコクジン、チューゴクジン」とからかわれ不登校になったケースもあります。多くの在日コリアンが日本名を名乗っているのは、このような差別の現実が背景にあるからです。大阪市外国人教育研究協議会による調べ（1999年）では、「本名使用率」は小学校 13.6%、中学校 14%、高校 10.8%でした。

2. 要求事項

1) 朝鮮学校および日本学校に通う在日コリアン生徒への差別に関する実態調査を行うことを求めます。

2) 日本政府により人種差別禁止法が制定されるまで、東京都として人種差別禁止条例を制定することを求めます。

まとめ

現在、東京都下で見られる在日コリアンへの差別状況は、概して、日本が朝鮮を植民地支配したことを原因として日本に渡航し、戦後も様々な困難の中で定住せざるを得なかった、在日コリアンの歴史的経緯についての理解が十分でないことに起因しています。さらには、昨今のヘイト・スピーチの主体となっている排外主義団体によって、在日コリアンが「特権」を有しているという虚偽の情報を振りまかれ、それら虚偽の情報を鵜呑みにして排外的になる人々が増え続けています。この意味で、在日コリアンは二重に差別されている状況にあります。

日本が朝鮮を植民地支配して1世紀以上、日本の敗戦から70年が経とうとしています。それにもかかわらず、未だに上記のような差別や人権侵害の状況が継続していることについて、日本の首都である東京都として、深刻に受け止められ、ただちに上記要求事項に応じて迅速かつ実効的な措置を講じられることを強く求めます。

6. 外国籍住民に対する差別撤廃に向けた政策要求

移住労働者と連帯する全国ネットワーク（移住連）

1 外国籍住民の住所変更届の遅延に対する簡易裁判所通知を控えてください

2012年7月施行の入管法、住民基本台帳法改定により、90日を超える在留期間を有する外国籍住民は住民基本台帳法の対象となりました。旧外国人登録法の住所変更届は、新住所地への転入届だけでしたが、改定後は旧住所地への転出届と新住所地への転入届をする必要があります。しかし、外国籍住民にはこのことが多言語で十分広報されず、周知されていないのが現状です。よって、各区・市町村において、14日を超える届出遅延につきまして、当面は周知期間であるとの理解により、簡易裁判所への通知を差し控えられるよう、東京都として通知するよう要請します。

2 住民票の職権削除を慎重に行ってください

各種行政案内・通知などの不到達、返戻、あるいは実態調査などによって登録住所地に不在と思われる場合、住民票を職権削除されますが、外国籍住民については、直ちに法務大臣にも通知しなければなりません。また、外国籍住民の場合は、出国や日本国籍取得、死亡などの理由以外は、住所変更届の遅延として住民基本台帳法違反（過料）の上、入管法違反として刑事罰が科せられ、加えて中長期在留者には、90日を超える遅延になると在留資格の取り消し処分もなされる恐れがあります。外国籍住民は、母国への一時帰国など外国人特有の事情があることを考慮して、各区・市町村において、住民票の職権削除については、より慎重に執り行われるよう、東京都として通知するよう要請します。

3 非正規滞在者への行政サービスを継続してください

非正規滞在者は入管法・住民基本台帳法の改定により、在留カードの交付を受けることもなく、住民登録もなされません。しかし、2009年の法案審議において総務省は「不法滞在者が受けられる行政サービスの範囲は、法改正後も基本的に変更がない」とし、義務教育や助産施設における助産、結核予防のための健康診断、小児慢性疾患医療などを例示してその対象とすると答弁し、2011年11月総行外第20号により確認の通知を出しました。この通知のとおり、各区・市町村および東京都において、引き続き行政サービスの提供を継続されることを要請します。

4 法や条例の本来の目的を優先した施策を実施し、公務員の入管法違反者の通報義務に伴う告発を保留してください

出入国管理及び難民認定法の規定により自治体職員は退去強制該当者を通報する義務が課せられていますが、2009年の法案審議において政府は「この通報義務を履行すると行政機関に課せられている行政目的が達成できないような場合について、通報により守られるべき利益と行政機関の職務の遂行という公益を比較考量して個別に判断することも可能」と答弁しています。つきましては法や条例の本来の目的を最優先して施策を実施し、告発を保留されることを要請します。

5 外国籍住民の声を都政に反映させてください

(1) 多言語広報の充実を

ルビつきのやさしい日本語を含む多言語による広報を充実し、都民としての知識、情報を提供して、地域における住民同士の相互理解を深め、共生を推進することを要請します。

(2) 各種調査の対象に

住民意識・実態調査などの対象者として位置付け、多言語による調査票を作成し、外国籍住民の声を都政に反映させることを要請します。

(3) 外国籍住民の意見反映の機関の設置

外国籍住民が意見を述べ、都政に反映する機会を保証するために、「人権政策審議会（仮称）」（「基本要求」参照）には外国籍住民を含めることを要請します。

(4) 防災のための対応を

2011年3月の東北大地震では地震、津波、そして原発事故によって多数の被災者を生み出しました。被災三県（岩手、宮城、福島）では総数で約30,000人の外国人も被災しました。言葉の壁や文化習慣の違い、地域での交流の少なさなどによって被害が増大したことや当事者の孤立感と不安は想像するに余りあります。つきましては、都の防災計画の策定、見直しの際における外国籍住民の参画と防災訓練への参加を推進することを要請します。

7. 障害者差別撤廃に関する要望

全国障害者解放運動連絡会議関東ブロック事務局

1 障害者を取りまく状況について

障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約という）は2006年に国連で採択され、日本政府は2007年9月に署名した。政府は早期の条約批准を目指していたが障害当事者団体の声をうけ、権利条約の内容に即した国内法の整備、制度作りが始まった。2009年12月には障がい者制度改革推進本部が発足し、障害者権利条約に基づいた当事者参画による制度改革が推し進められている。2011年8月には改正障害者基本法が施行、2013年6月には障害者差別解消法が成立し、2014年1月には障害者権利条約の批准を果たした。

障害者権利条約は、「障害に基づく差別」には合理的配慮の否定等のあらゆる形態の差別が含まれることを明示している。直接差別・間接差別に加えて「合理的配慮の否定」が新しく含まれたことで、今後の障害者差別禁止法制の検討において、大きな意義がつけ加えられることになった。障害当事者はもとより、関係者にとっても具体的にどのような事例が差別にあたるのか、問題関心が広がっている。

このような動向の一方、分野ごとに縦割りで設けられてきた各種の相談支援事業が形式的な対応にとどまり、実効性がなかなか期待できない中で、また、障害者を恩恵の対象、客体としてとらえる慣習や機能障害のみに着目し、医学的な指標で等級分けをする手帳制度により、個人の実情や意向をふまえない福祉が実践されている。障害を理由とした入店拒否等、あからさまな差別さえ行政機関が対応できていない実状がある。

2 基本的な課題について

障害者権利条約、改正障害者基本法の完全履行には、以下の点が基本的な課題になる。

(1) 「障害」を社会モデルのもとにとらえ直すこと。

心身の機能から障害をとらえようとする従来の医学モデルでは「障害の克服」、「予防」等が強調され、個人へかかる負担は軽減されない。障害者の権利にもとづく施策の実現には、障害は個人の機能障害と環境との相互作用で生じることを共通認識とし、社会的障壁の除去をめざす取り組みが不可欠である。

さらに、障害者権利条約の各条項を改めて確認し、特に第6条 障害のある女子、第9条 施設及びサービス等の利用の容易さ、第14条 身体的自由及び安全、第17条 個人をそのままの状態に保護すること、第18条 移動の自由及び国籍についての権利、第19条 自立した生活及び地域社会への包容（インクルージョン）、第21条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会、第24条 教育などの条項を重視すること。

(2) 東京都において、障害を理由とする差別を禁止し、身近な地域で迅速に差別を解消するための条例を制定すること。

「差別をしない」という啓発・教育はこれまでの施策においても実行されているが、障害を理由とした差別は起こり続けている。2013年に成立した障害者差別解消法は、権利が侵害された場合の相談窓口や紛争解決の仕組みが規定されていないため、条例によって具体的な対策を規定し、解決を図る仕組みがなければならない。

また、東京都で生活するすべての人が理念を共有し、差別を根本的に解決していくためには「差別を許さない」という意思を条例で明示することが欠かせない。

なお、条例の制定にあたっては以下の事項を実施すること。

- ① 条令策定を議論する組織（仮称：東京都障害者差別禁止条令策定委員会）を設け、その委員構成は各種の障害当事者、家族が過半数以上とし、その他様々な分野からも参加した、当事者性と多様性と差異を尊重した委員構成とすること。また、本組織が、実態調査や事例収集、または委員会に入れなかった当事者・団体からの声を拾えるようなヒアリングを行う等、きめ細やかな策定過程を経るようにすること。
- ② 障害者権利条約の精神に基づいた理念を示す文を設けること。
- ③ 障害者差別解消法を補完するよう、「差別の定義」、「女性と障害等の複合差別の禁止」、「紛争解決の仕組み」を設けること。

8. 精神障害者の人権問題

全国「精神病」者集団 東京

1 施設・病院・学校などでの虐待に対して人権の視点から、外部の独立した監視機関が必要である 実態調査も求められている

人権の視点から、こうした組織が作られるべく、包括的な差別禁止条例が必要である

○拷問等禁止条約委員会 2013年5月 第2回日本政府報告書への最終見解勧告
22の(h) 独立した監視機関がすべての精神医療施設に対して定期的訪問を行うことを確保すること

○人権委員会 2014年7月 第6回日本政府報告書への最終見解勧告

17の(c) 精神科の施設に対して、虐待を有効に捜査、処罰し、被害者またはその家族に賠償を提供することを目的とする、有効で独立した監視及び報告体制を確保すること。

いずれも精神病院に関してではあるが独立した監視機関を求めている。現行の人権指針でも指摘されているように精神病院や施設の虐待は頻発しており、障害者虐待防止法によっても防止はできていない、まず独立した監視機関による抜き打ちの視察が必要である

千葉県では知的障害者施設での虐待事件に対応し、第三者委員会を立ち上げ報告書を出している こうしたものが最低松沢病院（暴行事件が暴露されたが、いまだ外部からの調査が行われていない）に対しても必要である。

また東京は新規措置入院が依然として人口比全国一である点、その原因の究明実態把握が求められている。とりわけ長期にわたる入院患者全員、および身体拘束隔離の実態についての個別の調査が必要である

皇族や要人の移動や大きな外交イベント、スポーツ大会なので、警官による職務質問が、強制入院や病状悪化をもたらしている点は見逃せない。また精神科救急により措置が増えているということもある。

これらについて総合的に地域で精神障害者が生活できる権利を保障していくためにもしていくためにも、強制入院の運用への監視機関が求められている

公安委員会についても運転免許の交付更新の際に疾病や障害を特定した差別を行っていないかなどは重要であり、障害者の地域生活や就労の権利保障に関わる重大問題である

2 長期の入院や施設入所は人権問題であり、住宅問題でもあるという視点から、長期入院長期入所の問題を人権指針の中に位置づけるべきである

とりわけ先の国会で成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する

る法律」の中の「新たな財政支援制度」の基金 904 億円（消費税増税分で設けられた基金）の対象事業に、「病床転換型居住系施設」が含まれているが、これは精神障害者を二級市民として差別的に扱い、地域生活の権利（障害者権利条約 19 条この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。) を根源的に破壊するものである。また退院に向けてグループホームを押し付けられている現状も差別であり、あたりまえの暮らしの保障がされていない実態がある。精神障害をもとうが自らの選択に基づき地域でアパートなどで生活する権利が誰にでも保障されることが求められている

3 障害者権利条約批准を受けて、障害者政策総体を人権の視点から見直すことが求められている。

一般的差別禁止条例が求められているが、障害者差別についても人権の視点から、そして部局を超えた対応が必要であり、人権担当部局として創設することを求める

複合差別に苦しむ実態もある（たとえば女で、外国籍で、障害者でということはよくある）ので、総合的な差別禁止条例また障害者差別禁止条例においても人権部局が中心となる必要がある。

9. 野宿者に対する差別撤廃に向けた政策要求

NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい

都内の駅、公園、道路、河川敷等で生活する野宿者（ホームレス状態の人）に対する襲撃があつてを絶ちません。東京都内では1995年以降、10人の方が野宿をしているというだけで、ゆえなく暴力を受け、命を奪われています。

NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい等、都内で野宿者・生活困窮者を支援している9団体は2014年6月28日～7月14日の期間に347名の野宿者からアンケートをとりました。

この野宿者襲撃の実態に関する調査では、

- ・40%の人が襲撃を受けた経験をしていること。
 - ・襲撃は夏季に集中し、襲撃者（加害者）の38%は子ども・若者であること。
 - ・襲撃者は75%が複数人で襲撃に及んでいること。
 - ・襲撃の内容としては、なぐる、蹴るなどの「身体を使った暴力」やペットボトルやたばこ、花火などの「物を使った暴力」が62%を占めること。
 - ・子ども・若者の襲撃は「物を使った暴力」が53.6%にのぼること。
- などが明らかになりました。

私たちは、このような野宿者への襲撃を一刻も早く食い止め、また、なくしていくために、東京都に対して以下の対策を求めます。

1. 野宿者襲撃の実態について東京都として調査をおこなうこと。
2. 野宿者に対する差別や偏見をなくすために、都民にむけて広報・啓発活動をおこなうとともに、当事者や支援団体も交えた人権啓発研修等のプログラムを策定すること。
3. 学校教育において野宿者への正しい理解をうながすために、当事者や支援団体も交えて教育プログラムを策定し、実行すること。
4. 襲撃を受けた野宿者が訴えた場合は、市区町村、人権擁護機関と連携して必要な保護をおこなうとともに、当事者や支援団体と再発防止に向けた協議の場をもつこと。

10. 部落差別撤廃に向けた政策要求

部落解放同盟東京都連合会

はじめに～差別身元調査の現実～

戸籍謄本等不正取得事件（資料1）や土地差別調査事件（資料2）が頻繁に発覚しています。その背景には、「被差別部落かどうか、被差別部落出身者かどうか」を調査する、あるいは調査を依頼する根強い差別身元調査の現実があります。調査の依頼者がなぜ調査を依頼するのかについては全容解明がされていませんが、身元調査の結果、そこが被差別部落であれば家を建てない、部落出身者であれば結婚しない、就職させないといった差別が横行していることが、「東京都 人権に関する世論調査」（2014年4月公表）の結果からも推測され、差別身元調査の撲滅が、部落差別を撤廃するうえで重要課題になっています。

以下、差別身元調査の撲滅に向けた政策課題を提案します。

1. 「身元調査規制条例」の制定

1975年部落地名総鑑発覚以降、差別身元調査撲滅に向け、多くの取り組みがなされたにもかかわらず、未だ身元調査がなくなる現実のもとで、差別に加担する探偵社など調査会社（及び土地調査業者）を法制度的に規制する措置が必要です。

大阪府では、1985年「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」（身元調査規制条例）を制定し興信所・探偵社業者は部落差別身元調査をしてはいけないとしました。また、2011年改正し土地調査をおこなうものもこの条例の対象としました。更に、「府民の責務」を定め「調査・調査依頼」をしないよう努力義務を課しています。

最近の戸籍謄本等不正取得事件（プライム事件：2011年発覚）では、都内で1300件以上の不正取得が発覚しており、被害者は自分の戸籍がとられたことさえ分からない状況となっています。まさに「調査依頼者（加害者）」は野放し状態で、被害者は泣き寝入りを余儀なくされており、啓発のみではなく、法制度的な対策が必要になっています。

2. 「東京都個人情報の保護に関する条例」の「改善」

土地差別調査事件や「問い合わせ事件」も後を絶ちません。大阪では「身元調査規制条例」を改正し、土地差別調査も規制対象にしました。東京で同様の条例が制定されればいいのですが、現在は身元調査を規制する法制度がない中、「東京都個人情報の保護に関する条例」において、事業所が収集してはならない「社会的差別につながる個人情報」に被差別部落の所在地名を追加することを提案させていただきます。

都の条例では、27 条「事業所の責務」において「個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない」と定められており、この規定は、「実施機関（行政機関等）」同様に「社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならない」ことも当然含まれます。その際、「社会的差別の原因となる個人情報」の中に「被差別部落の所在地名」が含まれることを明確化し、土地差別調査を法的に規制することが、土地を取り扱う業者の人権意識の向上にもつながるものであり、差別身元調査の撲滅にも効果を発揮するものと思います。

3. 8 士業及び探偵業界に対する人権啓発の強化

8 士業とは、弁護士、税理士、行政書士、司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、海事代理士、弁理士をさし、職権で第 3 者の戸籍謄本を請求できることになっています。この職権を悪用し、戸籍謄本等を不正に取得していたのです。

従って、8 士業が差別に加担せず、差別撤廃に貢献するよう 8 士業界等に対する部落問題研修、啓発を強化するよう提言していただきたい。

4. プロバイダーに対する啓発強化

インターネット版部落地名総鑑や部落人名リストなどの差別的情報を発信させないようプロバイダーに対する部落問題研修や啓発を強化していただきたい。

来年は部落地名総鑑発覚から 40 年目を迎えます。しかし未だにインターネットで「被差別部落の所在地」をリスト化、公表したり、被差別部落に多い氏名をアップしたりと、挑戦的で身元調査を誘導、扇動するような「犯罪的」なブログやサイトが存在しています。

このような確信犯的な差別者に対する法規制が必要なことはいまでもありませんが、このような差別情報はプロバイダーを経由（契約）しないとアップ（公表）できません。プロバイダーの多くは東京に本社、あるいは日本法人の事務所を構えており、東京都として差別情報の発信を許可しないようプロバイダーに対して強力な啓発を実施することを提言していただきたい。

5. 都内の全区市町村に「本人通知制度」の導入を

戸籍謄本等不正取得事件の再発防止において、現在都内では 12 区が採用している「本人通知制度」を都内全区市町村で採用するよう東京都から区市町村に働きかけるよう提言していただきたい。

「本人通知制度」とは、第 3 者に戸籍等が取得された場合、取得された本人にその旨を通知する制度です。この「制度」には「登録型」と「被害告知型」があり、「登録型」とは

事前に通知を希望する住民が登録をし、登録したものに対して通知する制度です。「被害告知型」とは、プライム事件のように事件として発覚した場合に被害者に通知する制度です。都内12区は「被害告知型」を採用しています。全国的には「登録型」が多いのですが、何らかの「本人通知制度」を採用する区市町村が全国的に広まりつつあります。

この「制度」の導入により、不正取得が発覚したケースもあり、不正取得の再発防止に効果をあげています。人権政策の推進において区市町村との連携はいうまでもなく重要であり、戸籍事務が東京都の裁量ではないとはいえ、差別身元調査撲滅の観点から、都として指導、働きかけを強化していくことは重要です。

終わりに

差別身元調査の撲滅に向けたいくつかの提案をさせていただきました。部落差別には身元調査による結婚、就職差別のみならず、差別落書や差別葉書事件などいわばヘイトクライム・ヘイトスピーチにあたる事件も多発しています。差別の現実を踏まえ、効果的な対策を提言されますようお願い申し上げます。

資料1 戸籍等不正取得事件とは

身元調査の依頼を受けた探偵社など調査会社が調査相手の戸籍を取得するために（現在第3者は原則とれない）、8土業の職権を悪用し、不正に戸籍を取得する事件。

東京において最近取り組んだ事件は、2011年に発覚した「プライム事件」とその取組から新たに発覚した「群馬ルート事件」。この2つの事件では戸籍情報のみならず大量の個人情報売買されている実態が浮き彫りにされた。都内では1301件の戸籍等の不正取得があった。

資料2 土地差別調査事件とは

不動産取引において、不動産取引業者が、その物件の所在地が部落かどうか調査する事件。顧客からの依頼があれば、独自に調査する場合もある。

関連して、当該の土地が部落かどうか行政などに問い合わせする事件もある。土地差別調査が事件として発覚するのも、行政への問い合わせによるものが多い。したがって、問い合わせをせず差別調査をおこなっているケースも多数存在するとみるべきである。

東京において最近取り組んだ事件は、2011年U不動産会社土地差別調査事件。（港区に物件の所在地が部落かどうか問い合わせ、発覚）。取り組みの中で、U不動産会社は毎年「部落かどうか調査依頼があった」と述べており、土地差別の根は深い。

資料3 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例（抜粋）

(目的)

第一条 この条例は、同和地区に居住していること又は居住していたことを理由になされる結婚差別、就職差別等の差別事象（以下「部落差別事象」という。）を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する事項の調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人權の擁護に資することを目的とする。（平二三条例二二・一部改正）

(府、興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者並びに府民の責務)

第三条

3 府民は、第一条の目的に反する調査又は調査の依頼をしないよう努めなければならない。
(平二三条例二二・一部改正)

(自主規制)

第五条 興信所・探偵社業者の組織する団体は、その構成員である興信所・探偵社業者に次に掲げる事項を遵守させるため必要な規約を設定するよう努めなければならない。

一 特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が、同和地区にあるかないかについて調査し、又は報告しないこと。

二 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

(遵守事項)

第十二条 土地調査等を行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて調査し、又は報告しないこと。

二 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

資料4 東京都個人情報の保護に関する条例（抜粋）

(収集の制限)

第四条

2 実施機関は、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。

(事業者の責務)

第二十七条 事業者は、個人情報の保護の重要性にかんがみ、事業の実施に当たっては、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

↓

「社会的差別の原因となる個人情報の収集制限」も含まれる

「被差別部落の所在地情報」も含むべき。

1 1 . 婚外子差別撤廃に向けた要求

なくそう戸籍と婚外子差別・交流会

2013年12月に民法900条が改正され、100年以上にわたって続いてきた婚外子の相続差別が撤廃されました。相続差別は、婚外子差別の根幹とされてきたもので、法務省も出生登録差別の根拠として相続差別の存在をあげてきました。ところが、相続差別撤廃の民法改正を行った国会でも、出生届で「嫡出子又は嫡出でない子の別」の記載を義務付ける規定を撤廃する戸籍法の改正はなりませんでした。

相続差別はなくなりましたが、婚外子を差別する規定・制度が多く残存しています。東京都は、現指針に謳う「国に対して制度・財政面での適切な取組を求める」姿勢を堅持し、婚外子に関する差別を全廃する方向で、東京都人権施策推進指針を改定してください。

現行の東京都人権施策推進指針では、「東京における人権問題の状況」において、婚外子が項目立てされていないばかりか、「その他の人権問題」の中ですら言及されていません。婚外子については、法制度の中の差別として、下記のようなものが指摘されています。婚外子を項目の一つとして明記し、課題を記載してください。

このような法制度が存置され続けていることが、婚外子への社会的差別を助長させていると考えます。2000年以降においても、国や公共団体の責任ある立場の人が、関連のない話しの中で「私生児」あるいは「非嫡出子」という差別的な表現を比喩として発言しています。

また現指針の「機会の平等を約束する東京」における「性別や年齢、障害、社会的身分・門地、民族、国籍等にかかわらず」といった表現についても、国際人権条約の表現にそって「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、」のような形に改めてください。とりわけ「出生」について人権課題として意識してください。

【法制度上の婚外子の差別】

- ・ 出生届に「嫡出」か否かの記載が義務付けられている。
- ・ 婚外子の父に出生届の届出人資格がない。
- ・ 2004年10月以前に戸籍がつくられた婚外子は、戸籍の続柄を婚内子と同様の記載にするためには、本人が申し出なければならず、多くの差別記載がそのままになっている。
- ・ 戸籍の続柄記載が、「長女・二男」方式になっているため、見た目は同様でも、婚外子と婚内子との間の戸籍続柄差別は残っている。
- ・ 現行の税法の寡婦控除制度では、婚姻歴のない母（父）子家庭の母（父）には「寡婦控除」が適用されない。

婚外子差別撤廃の声を受けて、下記のように、法務省が通知文を発出したり、裁判所の判例が積み重なってきました。

しかし、これが戸籍窓口で周知されていないため、せっかく窓口へ赴いたにもかかわらず、差別的な扱いをされてしまうという、いわば二次差別のようなことに晒される場合があります。婚外子に係る戸籍及び住民票事務の以下のような項目があり、各区市町村に周知することが、現指針でも謳っている「区市町村との連携」につながると考えます。

- ・ 婚外子の出生届に当たっては、「父母との続き柄」欄に「嫡出子又は嫡出でない子の別」の記載がされていなくても届書の「その他」欄に、「出生子は、母の氏を称する。」等と記載すれば受理できること。また、胎児認知の届出がされているとき、又は出生届と同時に認知の届出がされた場合は、「その他」欄に「父は、同居者である。」等の記載をすれば、父を届出人として受理できること。(2010年3月24日付け法務省民一第729号民事局第一課長通知)
- ・ 2004年11月より前につくられた婚外子の戸籍の続き柄を「女」「男」から「長女」「長男」方式に変更したい場合、更正の申し出だけでは「女」「男」の記載が残ってしまうので、再製の申し出も同時に行う必要があること。それを申し出人に必ず説明すること。
- ・ 2010年3月24日付け民一第730号民事第一課長通知により、更正申出等の記載のある従前の戸籍（除籍・改製原戸籍）については再製の申出ができると、取り扱いが改められていること。
- ・ 出生届が受理されず戸籍に記載のない子についても住民票は適法に作成できること（2009年4月17日 最高裁判決）。

人権ネットワーク・東京 団体名 22 団体 4 個人

首都圏に居住するアイヌ民族 レラの会

I 女性会議東京都本部

一般社団法人 全国女性相談研究会

NPO 法人動くゲイとレズビアンの会（アカー）

レインボー・アクション

在日韓国民主統一連合東京本部

在日韓国民主女性会

在日韓国青年同盟東京本部

在日本朝鮮人東京人権協会

移住労働者と連帯する全国ネットワーク

全国障害者解放運動連絡会議関東ブロック

障害者の生活保障を要求する連絡会議（障害連）

障害児を普通学校へ・全国連絡会

NPO 法人自立生活センター・立川

NPO 法人自立生活センター・HANDS 世田谷

全国「精神病」者集団 東京

全国ピアサポートネットワーク

NPO 法人ホームレス資料センター

NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい

部落解放同盟東京都連合会

ハンセン病首都圏市民の会

なくそう戸籍と婚外子差別・交流会

伊藤久雄（社団法人東京自治研究センター）

上村英明（恵泉女学園大学教授・市民外交センター代表）

鐘ヶ江晴彦（専修大学文学部教授・東日本部落解放研究所理事長）

富永哲雄（東洋大学福祉社会デザイン研究科人権環境デザイン専攻博士前期課程）

（連絡先・事務局）

東京都台東区今戸 2-8-5 東京解放会館

部落解放同盟東京都連合会 近藤登志一

TEL 03-3874-7311 FAX 03-3874-7313

blkondo@yahoo.co.jp